

麻機遊水地保全活用推進協議会 行動計画骨子（案）

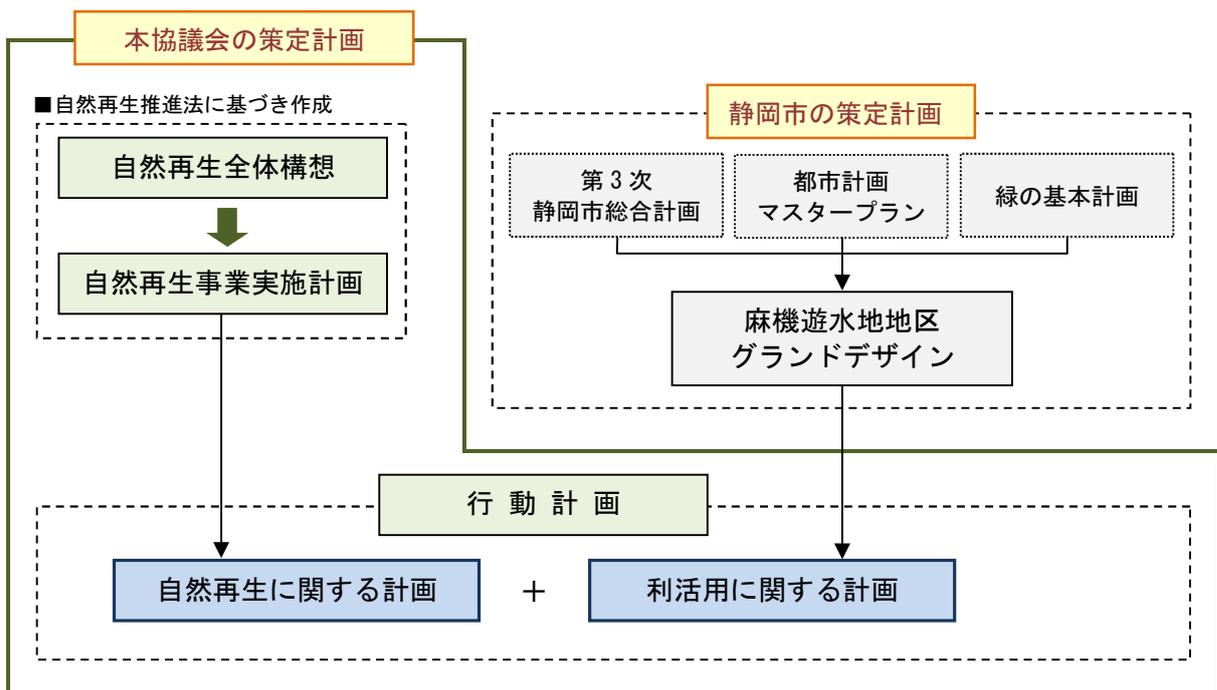
1. 行動計画の位置づけ

これまで、旧協議会（巴川流域麻機遊水地自然再生協議会）では自然再生推進法に基づき、麻機遊水地の保全やそのための取り組みを示した「自然再生全体構想」と「自然再生事業実施計画」を作成しそれに基づき様々な取り組みを進めてきた。

また、静岡市では、「第3次静岡市総合計画」や「都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」を踏まえ、麻機遊水地が地域の活性化に資するように、遊水地とその周辺を含む地区全体の土地利用や取り組みに関する基本的な考えや方針を示した「麻機遊水地地区グランドデザイン」を作成した。

新協議会（麻機遊水地保全活用推進協議会）では、自然再生推進法に基づき、旧協議会で作成した「自然再生全体構想」と「自然再生事業実施計画」、さらには静岡市で策定した「麻機遊水地地区グランドデザイン」の概念を併せ持った新たな「行動計画」を作成するものとする。

■行動計画の位置づけ



2. 行動計画骨子（案）

章・節	記載概要
1. はじめに	
2. 麻機遊水地及び周辺地域の概要	
2-1. 麻機遊水地の事業概要	→ ○治水、公園、周辺事業（道路、河川）等の概要
2-2. 麻機遊水地の自然環境の概要	→ ○植物、野鳥、昆虫、魚類、両生類・爬虫類の保全対象種に関するデータ、駆除対象種となる外来種のデータ等の概要
2-3. 麻機遊水地におけるこれまでの取り組み概要	→ ○自然再生活動（攪乱依存種の保全、外来種の駆除、環境学習・市民への普及活動の推進等）、柴揚げ漁、その他の活動等の概要
3. 自然再生全体構想の概要	
3-1. 麻機遊水地の自然環境の課題	→ ○「水環境の悪化」 ⇒・流入水の減少 ・水質の悪化 ・開放水面の減少、陸域化 ○「生態系の悪化」 ⇒・植生遷移による植物の多様性の減少 ・外来種の移入 ・土壌の持ち込み、持ち出し ○「周辺環境の変化」 ⇒・周辺環境の悪化 ・市民、各種団体、企業などとの連携不足 ○「人と自然との関わりの変化」 ⇒・人と自然との関わりの減少 ・利用者のマナー悪化
3-2. 麻機遊水地の目指す自然の姿	→ ○「生命（いのち）にぎわう わ（環・和・輪）の湿地麻機」 ⇒環：良好な生態系、和：里地里山環境にあった人と自然との共生、輪：周辺の自然とのつながり
3-3. 自然再生の目標	→ ○「良好な水環境の再生」 ⇒・池沼部の水深の維持管理 ・水質、水位などの把握 ・湧水の保全、再生・適正な水質および底質の管理 ・澄んだ水の確保と水の流れを再生するための検討 ○「在来種の保全と生態系のバランスを保つ」 ⇒・外来種の管理手法の検討及び対策の実施 ・動植物の生息・生育環境の保全、再生 ・動植物の事前調査、モニタリング調査の実施 ・適正な開放水面の検討、維持管理 ・表土の保全と土の持ち込みに関するルールづくり

章・節

記載概要

- 「人と自然との持続的な関わりづくり」
 - ⇒・環境学習の場としての活用方法の検討、実施
 - ・水田の維持管理、利用方法の検討、実施
 - ・利用に関するルール作り、対策の実施
 - ・風俗、風習の継承
 - ・清掃活動の実施
 - ・安全管理の推進
 - ・持続的な自然資源活用のための検討・実施
 - ・今後を担う人材の育成
- 「周辺とのネットワークづくり」
 - ⇒・周辺の自然環境とのネットワーク形成の推進
 - ・自然再生事業の情報の発信及び収集と市民参加の推進
 - ・市民、団体、企業、行政とのネットワーク形成の推進

3-4. ゾーニング計画

- ○「自然環境ゾーン」
 - ⇒麻機に生息・生育する動植物にとって重要な場となることから、積極的に動植物の生息・生育環境を保全・再生するゾーン。
- 「緩衝ゾーン」
 - ⇒自然ゾーンを取り囲み外部からの影響を緩和するゾーン。
- 「公園ゾーン」
 - ⇒自然公園的な整備にも配慮し、市民の憩い、健康増進、レクリエーションのために利用するゾーン。

4. 麻機遊水地地区ランドデザインの概要

4-1. ランドデザイン策定の基本方針

- ○治水機能を確保しつつ、地域の自然環境や立地特性を活かした自立発展型の地域活性化を目指す」

4-2. ランドデザインの目標

- ○「麻機遊水地を活性化させることにより、遊水地の維持管理及び麻機地域の活力を生み出す」
- 「遊水地の魅力を高めることにより、広域からの観光・交流を呼び込み、交流人口増加を図る」

4-3. ランドデザインの区域と実施期間

- ○対象区域：麻機遊水地第1工区から第5工区とその周辺地域を含む
- 実施期間：平成28年度から平成37年の10年間

4-4. 地域活性化の方向性

- ○「治水機能を第一とする。」
- 「自立発展型の地域の活性化を推進する」
 - ⇒柱1：自然環境の再生
 - 柱2：環境を活用した健康づくりの支援
 - 柱3：交通の利便性を活かした交流の拠点
 - 柱4：自然と歴史を体感する憩いの場
 - 柱5：周辺の福祉・医療機関や企業と連携した自然との共生
 - 柱6：豊かな自然を活かした体験の場

章・節	記載概要
4-5. 今後の取り組み	→ ○「人と自然の共生による地域振興」 ○「医療・健康・福祉のまちづくり」 ○「産業振興の可能性」
5. 麻機遊水地地区の行動計画 (5ヶ年計画)	
5-1. 自然再生計画	→ ○攪乱依存種の保全 ○外来種駆除 ○その他、動植物の保全に関する事項 ○調査、モニタリング計画 ○人材育成、環境教育に関する事項 等
5-2. 活用計画	→ ○柴揚げ漁 ○遊水地フェスタ ○マップ、パンフレット作成 ○6次産品の開発に関する事項 等
5-3. 保全・管理計画	→ ○保全のための管理方法に関する計画
6. 麻機遊水地地区の行動計画 (長期計画)	
6-1. 自然再生計画	→ ○当初5カ年の取り組みを発展、継続させるための計画 ○周辺地域も踏まえた計画
6-2. 活用計画	→ ○当初5ヶ年の取り組みを発展、継続させるための計画 ○周辺地域も踏まえた計画
6-3. 保全・管理計画	→ ○当初5ヶ年の取り組みを発展、継続させるための計画 ○周辺地域も踏まえた計画
7. その他必要な事項	
7-1. 施設計画	→ ○駐車場、トイレ、休憩施設、園路舗装、斜路等に関する計画
7-2. 広報計画	→ ○ホームページ開設、パンフレット作成、PRイベント開催計画

※行動計画の実施内容は、これまでの取り組みや、実施者（各部会）や専門委員、総会の意見を踏まえ作成する。
 ※自然再生推進法に基づく行動計画となるため、自然再生推進法第9条第2項に定められている事項は記載する。
 ※行動計画については、治水施設、公園施設等への影響も踏まえ、実施内容を決定する。

<参考：自然再生推進法 第9条>

第九条 実施者は、自然再生基本方針に基づき、自然再生事業の実施に関する計画（以下「自然再生事業実施計画」という。）を作成しなければならない。

2 自然再生事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。

一 実施者の名称又は氏名及び実施者の属する協議会の名称

二 自然再生事業の対象となる区域及びその内容

三 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果

四 その他自然再生事業の実施に関し必要な事項

3 実施者は、自然再生事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その案について協議会において十分に協議するとともに、その協議の結果に基づいて作成しなければならない。

4 自然再生事業実施計画は、自然再生全体構想と整合性のとれたものでなければならない。

5 実施者は、自然再生事業実施計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、主務大臣及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生事業の対象となる区域の所在地を管轄する都道府県知事に、当該自然再生事業実施計画の写し（当該自然再生事業実施計画の添付書類の写しを含む。以下同じ。）及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生全体構想の写し（当該自然再生全体構想の添付書類の写しを含む。以下同じ。）を送付しなければならない。

6 主務大臣及び都道府県知事は、前項の規定により自然再生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、実施者に対し、当該自然再生事業実施計画に関し必要な助言をすることができる。この場合において、主務大臣は、第十七条第二項の自然再生専門家会議の意見を聴くものとする。

7 第三項から前項までの規定は、自然再生事業実施計画の変更について準用する。

（維持管理に関する協定）